



狛江市は令和2年10月1日に
市制施行50周年を迎えます

今号の主なトピックス

- 2面…将来のまちづくりをみんな
で考えよう!
- 3面…国勢調査を実施します
- 3面…熱中症警戒アラート試行実施
- 6面…妊婦向け、子育て家庭向け
サービスが始まりました
- 6面…私立幼稚園等園児の保護者
に補助金を交付します

◎発行/狛江市 ◎編集/企画財政部秘書広報室 〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 ☎03(3430)1111 FAX03(3430)6870

プレミアム付・予約抽選販売

狛江わくわく商品券



1冊13枚
6,500円分

A券500円 ×5枚	大型店以外の登録店で利用可
B券500円 ×8枚	すべての登録店で利用可

事業総額3億9,000万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者の持続的な営業を支援し、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム率30%の商品券（通称：狛江わくわく商品券）を販売します。

利用可能期間

9月1日(火)～令和3年1月31日(日)

利用可能場所

市内の大型店（店舗面積500㎡以上）を含む登録店213店（7月7日現在）

販売冊数

約3万8,000冊

※事前申し込みによる抽選販売。当選者にのみ販売引換券を送付します。

引き換え販売開始時期

8月25日(火)ごろ（予定）

郵便はがき記入例

表		裏
63円 切手	201 00014	「狛江わくわく商品券」申込希望
狛江市 商工会 宛て	東和泉 1-3-18	申込者の ①郵便番号 ②住所 ③氏名（ふりがな） ④電話番号 ⑤購入希望冊数（最大10冊）

¥1枚500円分の商品券13枚つづり（6,500円分）を5,000円で販売します。A券（5枚）は大型店以外の登録店で利用可。B券（8枚）は大型店を含むすべての登録店で利用可。

※A券またはB券のみの販売はありません。

※一人につき10冊（6万5,000円分の商品券を5万円で購入可）まで購入できます。

※登録店等詳細は、狛江市商工会ホームページをご覧ください（7月31日(金)にチラシを全戸配布予定）。

申問 7月21日(火)から8月7日(金)（消印有効）までに、郵便はがき（一人1枚のみ有効・記入例参照）で、〒201-0014東和泉1-3-18狛江市商工会 ☎(3489) 0178へ。



狛江市商工会
ホームページ

65歳以上の方およびひとり親家庭へ 狛江わくわく商品券を配布します

対象となる方へ狛江わくわく商品券を配布します。

配布冊数

▽65歳以上の方 一人1冊（6,500円分）

▽ひとり親家庭（児童扶養手当・児童育成手当受給世帯）
子ども一人につき2冊（1万3,000円分）

※利用可能期間および場所は狛江わくわく商品券と同様となります。なお、詳細は広報こまえ8月1日号でお知らせします。

問▽65歳以上の方 高齢障がい課高齢者支援係

▽ひとり親家庭の方 子ども政策課手当助成係

狛江市長 松原俊雄



「日本一やさしいまち・狛江」を目指すための二つの基本条例

一つ目は、7月1日から施行している「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」です。

この条例では「自分の人権が守られること」と「相手の人権を守ること」の両方を大切にしています。市民一人ひとりが人権を大切にし、誰もが生きやすく、お互いが支えあい助けあうやさしいまちを目指してまいります。

もう一つは、「市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」です。

まちの主体である市民が行う活動に積極的に参加すること、そして、市民公益活動を行うさまざまな団体と行政組織が、対等な立場でまちの発展に取り組むことによって、市民参加・市民協働の推進を目指すものです。

この二つの基本条例により市民みんながお互いを尊重しながら、市民参加・市民協働で住みやすい「日本一やさしいまち・狛江」をつくりあげましょう。

将来のまちづくりをみんなで考えよう!

将来を想定したさまざまな課題に対応し、暮らしやすい持続可能なまちとなるよう、令和元年12月に実施した市民アンケート調査結果を参考に、狛江市都市計画マスタープランの改定と狛江市立地適正化計画の策定に向けた検討を進めています。皆さんから将来のまちづくりについて、ご意見を募集します。

検討を始めた2つの計画

狛江市都市計画 マスタープラン(改定)

おおむね20年後の都市の姿を展望し、都市計画の基本的な方向性を定めた計画です。

狛江市立地適正化計画

少子高齢化が進む中、まちの機能を適切に配置すること等により、暮らしやすいまちにすることを旨とする計画です。



目指すべきまちづくりの方向性(代表的な内容)

もっと住みたくなる住環境へ

市内の大半は住宅系の土地利用になっており、住宅地をより良好な環境にするために、地域ごとのまちづくりルールを決めるなど、住みやすいまちづくりを進めていきます。



住宅地が広がる市内



市内の中高層住宅地



市内の低層住宅地

まちなかの公園・みどりに使いやすさと愛着を

市内の1人当たりの公園面積は1.55㎡(平成31年4月時点)であり、都内26市で最も低い数値となっています。また、市内の公園配置には偏りがあるため、身近な場所に利用しやすい公園を確保するまちづくりを進めていきます。



西河原公園



亀塚古墳公園



前原公園

その他のまちづくりの方向性

駅などの拠点をもっと利用したくなる場所へ
まちなかの農地を守り・育む

市内の移動をもっと快適に
より安心・安全なまちへ

皆さんの
ご意見を
募集します

市ホームページでは、目指すべきまちづくりの方向性や、まちづくりの検討における課題について掲載しています。

狛江市の将来のまちづくりとして特に力を入れてほしいことなど、皆さんのご意見を募集します。いただいたご意見は今後の計画策定の参考にさせていただきます。

【申込】8月31日(月)までに、住所・氏名(ふりがな)・電話番号およびまちづくりのご意見を、市ホームページの専用フォームまたはtokeit01@city.komae.lg.jpでまちづくり推進課都市計画担当へ。



市ホームページ

10月28日まで「熱中症警戒アラート」を試行実施しています

環境省と気象庁が連携し、熱中症予防対策や、暑さへの「気づき」を呼びかけるための効果的な情報発信として、関東甲信地方の1都8県で熱中症警戒アラート(試行)を10月28日(水)まで先行的に実施しています。

熱中症警戒アラートは、従来の高温注意情報にかわり、熱中症の発生と相関が高い暑さ指数(WBGT)を用いた新たな情報として、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される前日の午後5時ごろ、あるいは当日の午前5時ごろに、対象都県に対して発表されます。

熱中症警戒アラートが発表された際には、日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底しましょう。

健康推進課(あいとびあセンター) ☎(3488)1181

暑さ指数(WBGT) 33℃以上のときに熱中症警戒アラートが発表されます

暑さ指数(WBGT)による運動に関する指針

気温(参考)	暑さ指数(WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31~35℃	28~31℃	厳重警戒(激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(※)は運動を軽減または中止。
28~31℃	25~28℃	警戒(積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24~28℃	21~25℃	注意(積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全(適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(※)暑さに弱い人:体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
引用:(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

令和2年国勢調査を実施します

10月1日を基準日として、国勢調査が実施されます。

この調査は、日本に住むすべての人と世帯を対象とした国の最も基本的かつ重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づいた報告義務のある調査として、5年に一度実施されます。

調査結果は、地域の人口の見通しや住みやすいまちづくりのための計画策定に活用されるほか、民間企業や研究機関などさまざまな分野で幅広く活用され、私たちの暮らしに役立てられます。

世帯の種類、住居の種類、住宅

男女の別、出生の年月、配偶者の有無、就業状態、従業地または通学地など15項目

世帯員について 氏名、男女の別、出生の年月、配偶者の有無、就業状態、従業地または通学地など15項目

世帯の種類、住居の種類、住宅

の建て方の4項目
調査書類の配布と回答方法
調査員が調査対象となるすべての世帯に調査書類を配布します。
調査への回答は、インターネット(パソコン、スマートフォン)または郵送で回答することができます。いずれも困難な場合は、調査員が受け取りに伺います。

総務課庶務統計係



総務省統計局イメージキャラクター

新型コロナウイルス感染症緊急対策障がい者応援給付金を支給します

4月1日時点で市内に住居登録をしている18歳から64歳までの方のうち、次のいずれかに該当する方

- ▽基準日(令和2年3月31日)時点で身体障害者手帳の交付を受けている方
- ▽基準日時点で療育手帳(愛の手帳)の交付を受けている方
- ▽精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、基準日時点で有効期間内の方

支給額 1万円

申請 12月28日(月)までに、申請書(対象者に郵送で送付)と必要書類を、高齢障がい課障がい者支援係へ。

国民年金保険料免除等の申請を受け付けます

国民年金保険料が納め忘れの状態、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合には、保険料が全額または一部免除となる「保険料免除制度」や猶予となる「納付猶予制度」(50歳未満が対象)がありますので、保険年金課で申請してください。ただし、日本年金機構で所得等の審査があります。

申請時点から2年1カ月前までの期間については、さかのぼって申請することもできます。また、新型コロナウイルス感染症の臨時特例措置による申請は、7月以降も引き続き受け付けています。

※申請可能な過去の期間および必要書類の詳細は、お問い合わせください。

申請 保険年金課医療年金係または府中年金事務所 ☎042(361)1011へ。

岩戸北一・二丁目、東野川一丁目周辺地区地区計画に関する都市計画の案がまとまりました

調布都市計画地区計画岩戸北一・二丁目、東野川一丁目周辺地区地区計画の変更(岩戸北二丁目周辺地区地区計画の名称を変更しました)について、都市計画法第17条の規定により、案の縦覧を行います。

また、同期間内にこれらの案に対して意見書を提出できます。詳細はお問い合わせください。

公告日 7月20日(月)

縦覧場所提出先 7月21日(火)から8月3日(月)までに、まちづくり推進課都市計画担当へ。



-その315-

新宿区狛江村林間学園の戦後
現在あいとびあセンターと西河原公民館があるところには、昭和13年に建てられた四谷区教育農園があった。太平洋戦争中一時錬成所として使われた時期があったが、戦後の昭和22年5月から23年7月まで狛江村が借用して狛江中学校(新制)の校舎として利用していた。

昭和24年、まだ戦後の混乱が収まらず、旅行などできる状態ではない社会の中で、せめて子どもだけでも自然と触れ合う機会を作ってあげたいと、新宿区では四谷区教育農園を狛江村林間学園と名称を変更し、夏季施設として再開することにした。

昭和31年8月の新宿区広報には「狛江学園は小中学校を対象に7月10日から8月29日までの51日間、小学校なら100名、中学校なら80名を収容でき、日帰りを原則とするが宿泊もでき、経費は現品持参、自炊」とある。また、昭和32年9月の広報には「多摩川の清流に望んだ狛江林間学園は、付近一帯が田園に囲まれ、手近な学園として親しまれている。落合第三小学校の場合は4年生が対象で最初の集団外泊もあり、指導方針としては夜、泣かないこと、約束を守って喜んで生活すること、に絞られた。その結果は一人も泣く者はなく、約束も実に良く守られていた。朝6時前に目の覚めた児童たちも起床時間ま

では実に静かにしていた。水泳時間も俄か雨で流れてしまふと、先生たちもその穴埋めに一苦勞。洗面器の中に木の葉を入れて『どの子でも名前があるようにどんな木の葉にも名前があります』といったような学習が行われたが、児童たちのつまらなそうな表情も次第に先生の話の中に引き入れられていった。水泳は1回2時間で、15分ごとに時計係の合図で5分乃至10分間の休憩がとられるが、児童たちは魚とりで大忙しといったところ。」と書かれている。

また、昭和34年7月の広報には「費用は小学生21円。中学生30円の交通費(新宿-狛江往復団体割引)だけ」とある。その年は700名が利用していた。

昭和36年7月の広報には「多摩川べりの川原で水遊びや散歩にはもってこいのところ。また、野菜づくりの実態、農村と都市との関係など社会科の上でも重要な役割を持っています。」とあって、教材も作られていた。

しかし、その後多摩川の汚染と都市化が進み、観察のための効果があまりなくなったので参加校は次第に少なくなった。

中学校は昭和35年に144名(校数不明)、小学校は昭和40年に6校459名を最高に減少を始め、中学校では昭和41年から、小学校では翌年から参加者なしとなって、昭和45年8月31日で閉鎖、同年9月29日に狛江町に売却。そして昭和48年1月に狛江市の福祉会館として開館することになった。

井上孝
(狛江市文化財専門委員)

自立支援医療受給者証 (精神通院)の有効期間の延長

新型コロナウイルス感染症対策として、更新申請のための診断書の取得のみを目的とした医療機関の受診を回避するため、自立支援医療受給者証(精神通院)の有効期間の満了日が1年間延長されます。対象となる有効期間の受給者証をお持ちで、まだ更新手続きが済んでいない方は、現在お持ちの受給者証を引き続きご利用ください(国保受給者証も同様)。

ただし、新規申請や、住所、保険、所得区分、医療機関、薬局等の認定内容の変更申請については、通常通り手続きが必要です。

延長対象者が医療機関等を受診した際は、受給者証の有効期間を1年間延長したものと読み替えてください。

自立支援医療受給者証(精神)

高年齢障がい課障がい者支援係

電気自動車からの電力供給等に関する協定を締結しました

締結先 タイムズ24株式会社、タイムズモビリティ株式会社
協定内容 大規模停電が発生した際に、給電業務を実施するための電源として、カーシェアリング用電気自動車の貸与等を行う。



カーシェアリング用電気自動車

市議会・委員会の開催予定

閉会中の委員会は、下記の日程で開催予定です。

- ▽7月27日(月) 議会運営委員会
- ▽7月29日(水) 総務文教常任委員会
- ▽7月30日(木) 社会常任委員会

▽7月31日(金) 建設環境常任委員会

各回 午前9時から

所 3階議会第二委員会室

問 議会事務局

行政けいじばん

70歳から74歳までの国民健康保険に加入している方に国民健康保険高齢受給者証を送付します

国民健康保険加入の70歳から74歳の方に、8月から使用する高齢受給者証を送付します。国民健康保険証と一緒に医療機関の窓口で提示してください。負担割合は、前年の所得に応じて判定されます。

なお、医療費の自己負担は、現役並み所得のある方は3割負担となり、それ以外の方は2割負担となります。

国民年金課国民健康保険係

乳幼児・義務教育就学児童療養助成制度の更新手続き

毎年10月に㉠・㉡医療証を更新します。住所や氏名、健康保険等に変更があり、届け出が済んでいない方は、変更の届け出をお願いします。

なお、令和2年1月1日現在、狛江市に保護者の方の住民登録がない場合は「現況届」の提出が必要になる場合があります。該当者には7月下旬にお知らせを送付します。

子ども政策課手当助成係

狛江市まちづくり委員会市民委員募集

18歳以上(10月1日現在)の市内在住・在学・在勤の方5人以内

任期10月から2年間

会議原則平日夜間

申問 7月31日(金)(消印有効)までに、住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・職業・電話番号、在学・在勤の方はその名称、市の各審議会等やその他団体に属する方はその名称を記入の上、作文「まちづくりについての考え方」(様式自由・800字程度)を、持参・郵送または

machisuito1@city.komae.jpでまちづくり推進課まちづくり推進担当へ。

審議会等の公開

第3回狛江市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定委員会

7月30日(木)午後6時30分から

所 防災センター4階会議室
案件市民アンケート調査の結果、現行の都市計画マスタープランの進捗に対する評価結果、両計画の構成(案)、両計画に係る目標・将来の都市構造、他

問 まちづくり推進課都市計画担当

人権に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、毎月第3木曜日に実施している今年度の人権身の上相談の開設を休止しています。人権に関するご相談は法務局の電話相談またはインターネット相談をご利用ください。

- 電話相談
 - ▽人権一般 みんなの人権110番 ☎0570(003)110
 - ▽女性の人権問題 女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
 - ▽子どもの人権問題 子どもの人権110番 ☎0120(007)110
 - ▽外国人の人権問題 外国人人権相談 ☎0570(090)911
- インターネット相談
 - 法務局ホームページ「インターネット人権相談受付窓口」のページをご覧ください。

問 政策室市民協働推進担当

不用品情報交換コーナーは終了しました

これまで不用品の再利用を推進し、資源の節約を図ることを目的として実施してきましたが、近年のインターネットオークション等の普及による需要減少のため、不用品情報交換コーナーは終了しました。長らくのご愛顧をありがとうございました。なお、現在市ホームページに掲載中の品は、引き続き登録期間終了まで掲載します。

問 地域活性化課地域振興係

消費生活センターから

◆《食品の栄養成分表示を見て、健康づくりに役立てよう!》◆

◆栄養成分表示とは

平成27年に食品表示法が施行され、今年4月以降に製造される容器包装入りの一般加工食品には栄養成分を表示することが義務付けられました。

◆表示を省略できる規定

栄養成分表示は原則義務ですが、(1)表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下と小さいもの、(2)酒類、(3)お茶やコーヒー等栄養成分5項目がすべてほぼゼロになるもの、(4)日替わり弁当等極めて短期間で原材料やレシピの変わるもの、(5)小規模事業者が販売するものは省略できます。また、製造場所

直接販売する場合や無料プレゼントも栄養成分表示は不要です。

◆表示の活用法

栄養成分表示で義務の5項目は、生活習慣病予防や健康維持に関わる重要な成分です。肥満や痩せすぎなど体重に関わることは熱量、高血圧には食塩相当量、脂質異常症には脂質(飽和脂肪酸)、筋力低下予防にはたんぱく質を確かめます。例えば、「この菓

子は好きだけど、1袋食べる熱量も食塩も多すぎるので半分にしておこう」等と、自分で食べる量や食事をコントロールするのに使えます。食品の栄養成分表示を上手に活用し、健康づくりに役立てましょう。

心配なことがあれば、消費生活センターへ。
問 地域活性化課地域振興係

7月1日現在人口と世帯数

	住民基本台帳		合計	前月比	
	日本人	外国人			
人口	男	39,797	688	40,485	19増
	女	42,380	706	43,086	27減
計	82,177	1,394	83,571	8減	
世帯数	42,332	762	43,094	17増	

※外国人世帯数は、外国人のみの世帯です。

歯周病検診

所各実施医療機関
 令和2年度中に40歳以上になる市民の方
 検診票(郵送されてきたもの)
 ※検診票、実施医療機関案内を後日送付します。医療機関を直接予約してください。
 令和3年2月26日(金)までに、健康推進課窓口・電子申請または電話で健康推進課(あいとびあセンター) 348-1181へ。



歯科健診・歯みがき指導

8月4日・18日・25日の火曜日
 午後1時30分～3時
 対1歳前後から3歳までの乳幼児(要予約)
 内歯科健診、歯磨き指導
 母子健康手帳、子どもが使っている歯ブラシと仕上げ用の歯ブラシ、コップ、タオル
 所申問健康推進課(あいとびあセンター) 348-1181へ。

相続・遺言等相談会

7月22日(水)午後1時～4時 防災センター3階会議室
 8月12日(水)午前10時～正午 南部地域センター
 相続・遺言・成年後見・お墓等について、狛江の行政書士が相談をお受けします(秘密厳守)。
 ※予約不要。当日、直接会場へお越しください。
 ※来場の際には、連絡先の記入等をお願いします。
 狛江の相続を考える行政書士の会・古林 090(3932)1349



自動通話録音機の無料貸し出しを再開します

特殊詐欺被害の未然防止に効果的な自動通話録音機を、無料で貸し出します。数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。
 ※録音のオン・オフはできません。
 市内在住の65歳以上の方が居住する世帯(同様の録音機をすでに設置している世帯を除く)は、正常に作動しない場合があります。
 機器の運用に掛かる電気代は使用者の負担となります。

特殊詐欺対策に効果的です



8月のパソコン教室

午前9時～正午・午後1時～4時
 個人講座および家族・友人と参加できるグループ講座があります。日程・内容等はご希望に沿って調整できます。
 ¥4,100円(※1は3,600円+テキスト代550円、※2は月2,400円または1回700円)
 所申問7月22日(水)までに、狛江市シルバー人材センター ☎(3488)6735へ。

日程	時間	コース名
3日(月)・10日(祝)・17日(月)・24日(月)	午前	脳トレ講座(※2)
4日(火)・11日(火)・18日(火)・25日(火)	午前	パソコンで水彩画
5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水)	午前	エクセル関数で楽々計算
6日(木)・13日(木)	午後	スマホ・タブレット入門1(アンドロイド)(※1)
20日(木)・27日(木)	午後	スマホ・タブレット入門2(アンドロイド)(※1)
7日(金)・14日(金)・21日(金)・28日(金)	午前	ワード基礎
1日(土)・8日(土)	午前	iPhone&iPad入門1(※1)
15日(土)・22日(土)	午前	iPhone&iPad入門2(※1)
1日(土)・8日(土)	午前	やさしいLINE入門
15日(土)・22日(土)	午前	やさしいLINE実践
1日(土)・8日(土)・15日(土)・22日(土)	午後	脳トレ講座(※2)
1日(土)・8日(土)・15日(土)・22日(土)	午後	ピンポイント・ワード
6日(木)・13日(木)・20日(木)・27日(木)	午後	パソコン入門(西河原公民館)

証明書コンビニ交付を時停止します

システムメンテナンスのため、証明書コンビニ交付を停止します。
 7月23日(祝)～26日(日)の終日
 ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力を願います。
 市民課

聞こえない人に文字で伝えるパソコン文字通訳(要約筆記)講習会

9月4日～11月27日の毎週金曜日(全13回)
 午前10時～正午
 所 あいとびあセンター
 基本的なパソコン操作ができ、キーボードを見ないで入力できる方で、受講修了後に市内で活動可能な方
 定10人程度
 専用ソフトを使った入力実習を中心に、聴覚障がい者の基礎知識や文字通訳利用者のお話、文字通訳の必要性、機器の設定の仕方などを学習します。
 ※パソコン技術を教える講習会ではありません。
 ¥3,000円(テキスト・資料代等)
 所申問8月24日(月)までに、狛江市社会福祉協議会 ☎(3488)0294へ。

中小企業退職金共済制度

中小企業従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。掛け金は全額非課税で、一部を国が助成します。手数料も不要で、パートタイマーも加入できます。※詳細は、中小企業退職金共済事業本部ホームページをご覧ください。
 (独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 ☎(6907)1234
 戦没者遺児による慰霊友好親善事業参加募集
 先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児(父等が戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに同地域の住民と友好親善を図ります) ¥10万円※実施予定地の詳細はお問い合わせください。お住まいの各都道府県遺族会へ。
 所 日本遺族会事務局 ☎(326)5521

インフォメーションご案内

お知らせ
 募集

発達支援 無償化のサービスです

年少～年長の月齢のお子さまは無償でご利用可能です。(その他のお子さまは一部負担)

児童発達支援 てらびあぽけっと

向ヶ丘遊園教室
 ☎044-281-0926
 (住所)川崎市多摩区登戸2071-3 タマビル4階
 【営業】火～土曜10:00～17:00
 ※原則2時間授業、10:00～、13:00～、15:00～の3クール
 【休】日・月曜 【対象】0歳～小学校入学前(定員)1日10名

狛江市の方もご利用いただけます

以下は広告枠です

7月から 妊婦向け、子育て家庭向けサービスが始まりました

申問健康推進課 (あいとぴあセンター) ☎(3488)1181へ。

妊婦向け育児パッケージの配布

- ☑市内在住で4月1日以降に妊婦面談(ゆりかご面談)を受けた方
- ☑育児パッケージ(子ども商品券)とタクシー移動に利用できる交通系ICカードをお渡しします。

産後ケア事業

- ☑市内在住の生後4カ月以内の乳児とその母親で、出産後に家族等からの支援が少なく、育児への不安がある方
- ☑指定の施設で体の休養やケアの他、授乳や育児などの相談を受けられます(要事前申請)。
- ¥1回3,000円(非課税世帯および生活保護世帯は無料)

ファーストバースデーサポート

- ☑市内在住で4月1日以降に1歳の誕生日を迎える方(対象者には個別に通知をします)
- ☑1歳児アンケートを実施し、育児パッケージ(子ども商品券)をお渡しします。

多胎児家庭支援事業(移動経費補助)

- ☑市内在住の3歳未満の多胎児を養育する家庭
- ☑乳幼児健康診査等を利用するための移動に必要なタクシー料金を助成します(上限あり)。



地域センター図書室を午前中から開室します

小・中学校の夏季休業に合わせて、各地域センター図書室を午前10時から開室します。ぜひ、お気軽にご利用ください。

☑8月1日(土)～9日(日)、17日(月)～23日(日)

開室時間 午前10時～午後5時
(期間以外の開室時間は通常通り 正午～午後5時)

☑地域活性化課 コミュニティ文化係

お気に入りの本を見つけよう

私立幼稚園等園児の保護者に補助金を交付します

☑市内に住民登録がある満3～5歳児を私立幼稚園等(市外含む)に通園させ、入園料・保育料を納めている保護者

施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化に伴う給付) 上限月額2万5,700円

保護者補助金世帯状況、市区町

村民税所得割額を基準に決定

新入園支度金上限2万円(4月1日以降に入園された方。一人1回限り)

申請書等を配布される申請書を、通園する幼稚園等へ。

☑児童育成課 幼児教育・保育係

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動で、今年で70回目を迎えます。

市では保護司会を中心に、関係機関や青少年健全育成に関わる団体および地域に密接に結びついている団体による推進委員会を組織しています。強調月間にあわせ、福祉政策課窓口で運動啓発グッズを配布中です。

☑福祉政策課

表1 貸付限度額

	学習塾等受講料貸付金	受験料貸付金
中学校3年生	20万円(上限) (家庭教師は対象外)	2万7,400円(上限)
高等学校3年生等(※)		8万円(上限)

(※)高等学校・大学等中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生等の進学を目指す方も対象です。ただし、20歳未満(4月1日現在)であること。

表2 年間総収入基準額(給与収入の場合)

世帯人数	2人	3人	4人	5人
一般世帯	271万7,000円	334万3,000円	386万4,000円	441万5,000円
ひとり親世帯	301万8,000円	378万8,000円	441万5,000円	483万2,000円

※賃貸物件に住んでいる方は、月額7万円(年額84万円)を限度に、家賃支払額を給与収入から控除できる場合があります。

表3 年間合計所得金額基準額(事業所得等の場合)

世帯人数	2人	3人	4人	5人
一般世帯	172万2,000円	216万円	255万1,000円	299万2,000円
ひとり親世帯	193万3,000円	285万円	299万2,000円	332万5,000円

※世帯人数とは、貸付対象の子どもとその父母等養育者および18歳未満(就労中の場合は除く)または就学中の子どもの人数を指します。

受験生チャレンジ支援 貸付のご案内

中学校3年生・高等学校3年生等の受験生がいる世帯を対象に、学習塾費用や高等学校・大学等の受験料の貸し付けを無利子で行っています(表1参照)。

貸付対象となる学校へ入学した場合、申請により返済が免除されません。

※貸し付けには審査があり、初回相談後、申請される方が書類を準備するのに1カ月程かかるため早めにご相談ください。来所での相談は予約制です。

☑次のすべてに該当する方

- ▽世帯の生計中心者であること
- ▽世帯(父母等養育者)の総収入または合計所得金額が基準以下であること
- ▽連帯保証人がいること(困難な場合は要相談)
- ▽詳細はお問い合わせください。

☑狛江市社会福祉協議会 ☎(3488)0294

下であること(表2・3参照)

- ▽預貯金等資産の保有額が600万円以下(世帯)であること
- ▽不動産所得を生ずる土地、建物等を所有していないこと(詳細は要相談)
- ▽都内に引き続き1年以上居住(住民登録)していること
- ▽生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でないこと
- ▽暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと

24時間医療機関案内

ひまわり(東京都医療機関案内サービス) ☎(5272)0303

狛江消防署 ☎(3480)0119

病院へ行く?救急車を呼ぶ? 急な病気やけがで迷ったら

東京消防庁救急相談センター #7119 ☎042(521)2323

東京版 救急受診ガイド

休日診療

☑日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

☑午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

☑あいとぴあセンター

休日応急診療所 ☎(3488)9121

休日歯科応急診療所 ☎(3488)9171

休日診療薬局 ☎(3488)1519

小児初期救急平日夜間診療

☑月～金曜日 (慈恵第三病院の休診日は除く)

☑午後7時～9時30分

☑15歳以下の急病の方 ※事前に電話をしてから受診

慈恵第三病院内 「狛江・調布小児初期救急平日準夜間診療室」 ☎(3488)2061